

家族が亡くなった後に行う主な手続きチェックリスト

名称	期限があるもの	主な提出先・手続き先	該当	完了
死亡診断書・死亡届 火葬許可申請書	亡くなった日から7日以内	市区町村役場		
世帯主変更届	亡くなった日から14日以内	市区町村役場		
健康保険の資格喪失手続き	亡くなった日から14日以内	市区町村役場		
介護保険の資格喪失手続き	亡くなった日から14日以内	市区町村役場		
年金の受給停止	亡くなった日から10～14日以内	年金事務所		
相続放棄・限定承認	亡くなった日から3ヶ月以内	家庭裁判所		
所得税の準確定申告	亡くなった日から4ヶ月以内	税務署		
電気	速やかに行う手続き	東京電力などの電力会社		
ガス	速やかに行う手続き	東京ガスなどのガス会社		
水道	速やかに行う手続き	水道局		
携帯電話・固定電話	速やかに行う手続き	電話会社		
インターネット	速やかに行う手続き	プロバイダー会社		
クレジットカード	速やかに行う手続き	カード会社		
生命保険	速やかに行う手続き	保険会社		
運転免許証	速やかに行う手続き	最寄りの警察署		
お墓	速やかに行う手続き	寺や墓地管理者		
貸金庫	速やかに行う手続き	銀行などの金融機関		
不動産	遺産分割終了後速やかに行う手続き	法務局		
預貯金	遺産分割終了後速やかに行う手続き	銀行などの金融機関		
有価証券	遺産分割終了後速やかに行う手続き	証券会社や信託銀行		
自動車の名義変更	遺産分割終了後速やかに行う手続き	陸運局		
相続税の申告と納付	亡くなった日から10ヶ月以内	税務署		
埋葬費・埋葬料	亡くなった日から2年以内	市区町村役場		
高額療養費	亡くなった日から2年以内	市区町村役場		
遺族年金	亡くなった日から5年以内	年金事務所		

*主な手続きチェックリストになりますので、ケースバイケースで該当するものしないものが有りますのでご注意ください。

 **03-6809-4370**

受付時間：10:00～19:00（月～金） 10:00～17:00（土）

〒108-0073 東京都港区三田 2-14-5 フロイントゥ三田 904号

スタートライン行政書士事務所 横倉 肇